

令和4年度 第8回 静岡県私立学校審議会会議録（要旨）

日 時	令和5年3月13日（月） 午後1時30分から午後4時10分まで
場 所	静岡県私学会館5階大会議室（静岡市葵区追手町9-26） ※対面とオンライン併用による開催
出席者 職・氏名	委 員 鈴木一雄（会長）、大貫ななみ、荻原利江※、坂野史子 ※、 渋谷かさね、十鳥ゆりか※、杉山誠一（第3部会長）、 鈴木啓之※、高田学、千葉一道（第2部会長）、 仲田晃弘（第1部会長）、松田紀子、吉永清貴 ※オンライン出席 事務局 伏見部理事（私学振興担当）、奥山私学振興課長、 白鳥参事兼課長代理、植田課長代理、栗林指導班長、長谷川主査、 深澤主査、山田主事
議 題	諮問事項等の審議について
配付資料	次第、委員名簿、座席表、議案

1 審議事項

(1) 認可事項

- 第1号議案 星陵高等学校の収容定員に係る学則変更認可について(高等学校)
- 第2号議案 花園幼稚園の廃止認可について(幼稚園)
- 第3号議案 梨花幼稚園の廃止認可について(幼稚園)
- 第4号議案 天使幼稚園の廃止認可について(幼稚園)
- 第5号議案 学校法人沼津富士学園の解散認可について(幼稚園)
- 第6号議案 専門学校浜松工科自動車大学の設置認可について(専修学校)
- 第7号議案 沼津日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)
- 第8号議案 浜松日本語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)
- 第9号議案 静岡国際言語学院の収容定員に係る学則変更認可について(各種学校)
- 第10号議案 伊藤珠算学校の廃止認可について(各種学校)

(2) 審査事項

- 事前審査1 (仮称)静岡学園葵高等学校(通信制課程)の設置計画について(高等学校)
- 事前審査2 (仮称)専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー静岡校の設置計画について(専修学校)
- 事前審査3 静岡デザイン専門学校の目的変更計画について(専修学校)

(3) 協議事項

- 事前審査1 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準の一部改正について
- 事前審査2 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について
- 事前審査3 私立幼稚園設置認可審査内規の一部改正について

## 2 審議内容（要旨）

### (1) 認可事項

#### 第1号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、3月9日に開催した部会において審議したところ、普通科の収容定員を減員し、英数科の収容定員を増員するものであり、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第2号議案及び第3号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、2月21日に開催した部会において審議したところ、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する園については、幼稚園の廃止を行う必要があることから、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第4号議案及び第5号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第2部会としては、2月21日に開催した部会において審議したところ、いずれも認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第6号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

令和3年度第1回私立学校審議会において設置計画を承認した本案件について、第3部会として、2月20日の現地調査において、施設・設備等の状況が申請どおりであることを確認し、2月28日の部会で設置認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第7号～第9号議案

これらは、いずれも収容定員を増員する学則変更認可を求めるものであることから、一括して事務局から議案書等に基づき説明した。

第3部会としては、3校とも施設整備は生じないが、第8号議案の浜松日本語学院については、令和3年4月に現在の校舎に移転したこともあり、2月20日に現地調査を行い、施設・設備等の状況が申請どおりであることを確認し、2月28日の部会で審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員意義なく、「認可を答申」と決定した。

#### 第10号議案

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、2月28日に開催した部会において審議したところ、認可は妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「認可を答申」と決定した。

## (2) 審査事項

### 事前審査1

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第1部会としては、2月20日に現地調査を実施し、3月9日に開催した部会で審議したところ、屋内運動場の面積について、私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準に定める面積を満たしていないこと、特別教室について、教科・科目等に応じて、例えば、理科や家庭科等での観察・実験や実習等を実施するために必要な実験・施設及び設備を十分に備えているとはいえないこと、保健室について、日照、採光、通風、換気、音の影響等が十分に考慮されておらず、不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態を踏まえると、生徒にとって安心・安全な居場所を提供しているものとはいえないことなどの問題点が指摘され、今回の計画については、全員一致で承認には及ばないと判断したことを報告した。

委員から、建物の耐震基準について質問があり、事務局から、国基準は満たしているが県基準は満たしていない、認可に当たっては国基準を満たせばよいことを回答した。

委員から、養護教員の免許についての質問があり、事務局から、必ずしも養護免許を保有している必要はないが、医学・医療の専門知識を有することは必要であり、例えば、保健師や看護師免許を保有することが望ましいと回答した。

委員から、従事予定教員の年齢が高いが、認可に当たって年齢の基準があるか質問があり、事務局から、年齢の基準はないことを回答した。

委員から、資金面で問題がないか質問があり、事務局から、通信制審査基準を満たしている旨を回答した。

委員から、申請書類に不登校生徒の受入れ枠の減少とあるが事実か、また、通信制高校をチェックする仕組みはできていないのかとの質問があった。事務局から不登校生徒は増加している状況にあり、不登校生徒の受け皿の需要は増加している旨、また、本県で認可している通信制高校に対しては、通信制審査基準に基づいて指導等を行っており、広域通信制課程に対しては、認可している都道府県に問合せ等の対応を行っている旨を回答した。

会長から、屋内運動場の面積は約660㎡あるが、分割されない同一平面で確保されているわけではないということに関し、現地調査の確認結果について質問があり、委員から、現行の静岡県の設置基準では、広々とした空間で活動させるという趣旨を踏まえると、分割されすぎているものであったと回答した。

委員から、保健室や特別教室の取り方を考え直し、改修・整備すれば、学習等の環境面での問題の解決は困難ではないが、現状では、認められる状態ではなかったとの回答があった。

委員から、通信制審査基準について、全国一律に定めるというものではなく、各都

道府県の実状に応じて、静岡県がどのような教育環境と教育内容を提供するかを考えればよい旨の意見があった。

会長から、審査基準を満たしてからの申請に至らなかった背景についての質問があり、事務局から、不登校生徒が増加している状況下で、不登校生徒の高校卒業後の進学の一助となりたいとの強い思いの中で申請されたことを回答した。

このような意見を踏まえ、今回については審査基準を満たさないことから、全会一致で「計画の承認は答申しない」と決定した。

## 事前審査2

議案書等に基づき、事務局から説明した。

第3部会としては、静岡市内に校舎をこれから建設する予定であること、設置予定の学校の教育内容は、申請者が現在、浜松市内で設置している専門学校と同じであることから、2月20日に浜松市内の専門学校において校内見学と、学校の建設予定地を含めた、静岡市内に設置予定の専門学校の概要について確認し、2月28日に開催した部会において審議したところ、授業時間数・教職員数・施設状況等について基準を満たす設置計画であることから、設置計画の承認について妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「学校設置計画の内容は妥当」との結論を得た。

## 事前審査3

議案書等に基づき、事務局から、新たに衛生分野の学科を設置することにより学校の目的を変更するものであることを説明した。

第3部会としては、2月28日に開催した部会において審議したところ、授業時間数、教職員、校舎移転後の施設の状況等について全て基準を満たす計画であることから、目的変更計画の承認については妥当と判断したことを報告した。

特に質疑もなく、全員異議なく、「目的変更計画の内容は妥当」との結論を得た。

## (3) 協議事項

### 協議事項1～3

事務局から、協議事項1及び2については、私立小・中・高等学校及び通信制課程の高等学校の設置に際して、申請者の負担軽減を図るため、「校舎の建築を伴わない場合であって、教育上支障のないことが確実と認められる場合」の計画書の提出期限の緩和を図るものであること、協議事項3については、読替規定を解消するとともに、協議事項1及び協議事項2と同趣旨の改正を図るものであることを説明した。

協議の結果、全員異議なく、「改正内容は妥当」との結論を得た。

議長が、全案件の審議が終了したことを報告し、閉会した。

令和5年3月13日